

城陽がんばる事業者支援給付金 給付要項

I 概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上が減少した市内中小企業・団体及び個人事業主の経営回復支援を図るため、給付金を給付します。

II 給付額

1事業者あたり10万円

※複数店舗を有する場合や、複数事業を実施している場合でも、1事業者としてカウントします。

III 支給対象

令和2年2月から11月までのいずれか1箇月の売上が、前年同月比で15%以上減少した市内中小企業・団体及び個人事業主

※創業1年未満の場合は、令和2年2月から11月までのいずれか1箇月の売上が、当該1箇月より過去の連続する3箇月の売上の平均より15%以上減少していること

※城陽市休業要請対象事業者支援給付金の給付を受けていないこと

※明日の農業経営支援給付金の給付を受けていないこと

※中小企業・団体の定義

1 中小企業 ①株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社（次の業種ごとの要件のいずれかを満たす者）	
業種	要件
製造業・その他の業種	・資本金の額又は出資の総額が3億円以下 ・常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	・資本金の額又は出資の総額が1億円以下 ・常時使用する従業員の数が100人以下
小売業（飲食店を含む）	・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が100人以下
②企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合	
2 団体（常時使用する従業員の数が100人以下のものに限る。） 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等	

IV 申請手続等

1 受付期間

令和2年8月17日（月）～令和2年12月28日（月）

2 申請方法

郵送で、城陽市商工観光課に申請書類を提出してください。

（宛先：〒610-0195 城陽市商工観光課 ※郵便番号があれば住所記載不要）

3 申請書類

- ① 申請書（様式 1）
- ② 城陽市内に事業所があることが分かる書類の写し
法人：履歴事項全部証明書（6 箇月以内）
個人：直近の確定申告書の事業所所在地が分かる部分（開業届、許認可証）
- ③ 令和 2 年 2 月から 1 1 月までのいずれか 1 箇月の売上が記載された月次損益計算書
（売上台帳または試算表）
- ④ ③で用いた 1 箇月の前年の売上が記載された確定申告書添付書類
（月次損益計算書または売上台帳、試算表）

※創業 1 年未満の場合や各種認定等を受けている場合の申請書類は以下のとおりです。

【創業 1 年未満の場合】

- ① 申請書（様式 2）
- ② 城陽市内に事業所があることが分かる書類の写し
法人：履歴事項全部証明書（6 箇月以内）
個人：直近の確定申告書の事業所所在地が分かる部分（開業届、許認可証）
- ③ 令和 2 年 2 月から 1 1 月までのいずれか 1 箇月の売上が記載された月次損益計算書
（売上台帳または試算表）
- ④ ③で用いた 1 箇月より過去の連続する 3 箇月の売上が記載された確定申告書添付書類
または月次損益計算書、売上台帳、試算表

【セーフティネット各種認定（5 号認定は実績値で 1 5 % 以上減少）を受けている場合】

- ① 申請書（様式 3）

【小規模事業者持続化補助金に係る売上減少の証明（コロナ特別枠）を受けている場合】

- ① 申請書（様式 3）

【持続化給付金を受けている場合】

- ① 申請書（様式 3）
- ② 城陽市内に事業所があることが分かる書類の写し
法人：履歴事項全部証明書（6 箇月以内）
個人：直近の確定申告書の事業所所在地が分かる部分（開業届、許認可証）
- ③ 「持続化給付金の振込みのお知らせ」の写し

4 給付決定

申請書を受理後、審査の上、給付決定し、指定口座に給付金の振り込みを行います。
また、給付を決定したときは、給付決定通知を送付します。

○支給予定

審査終了日	振込日
8月17日～8月20日	8月28日
8月21日～8月24日	9月1日
8月25日～8月27日	9月4日
8月28日～8月31日	9月8日
9月1日～9月3日	9月11日
9月4日～9月7日	9月15日
9月8日～9月10日	9月18日
9月11日～9月17日	9月29日
9月18日～9月24日	10月2日
9月25日～10月1日	10月9日
10月2日～10月8日	10月16日
10月9日～10月15日	10月23日
10月16日～10月22日	10月30日
10月23日～10月29日	11月6日
10月30日～11月5日	11月13日
11月6日～11月12日	11月20日
11月13日～11月18日	11月27日
11月19日～11月26日	12月4日
11月27日～12月3日	12月11日
12月4日～12月10日	12月18日
12月11日～12月17日	12月25日
12月18日～1月6日	1月14日

※短期間に多数の申請が集中した場合、給付までに時間を要することがありますので、予めご了承ください。

V その他

給付金の給付後、給付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他給付要件を満たさないことが発覚した場合、申請者に対し、給付金の返還を求めます。

VI お問い合わせ先

城陽市まちづくり活性部商工観光課 電話番号：0774-56-4018